$\bigcirc$ ないものは、これを削る。 改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げてい で囲んだ部分のように改め、 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則(平成九年大蔵省・農林水産省令第一号) 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、

		_			
		[略]	社に係る事項について準用する。	附則	改正後
		[同上]	(銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等)	附則	改正前

項及び第五項   第十四条の七第一	第十四条の六の二	第十四条の六第二		第十四条の二第三	第十四条の二第二	項   第十四条の二第一	第十四条第六項
林水産省令・内閣府令で定めるもの銀行法施行令第四条の二第二項に規定する農	等と実質的に同一と認められる者の供与等を行う特定承継会社又はその子会社銀行法第十三条第三項第二号に規定する信用	同条第一項ただし書の規定による承認の申請銀行法第十三条第二項後段において準用する		本の額本の額の一項本文に規定する自己資	準用する場合 銀行法施行規則第十四条の二第一項の規定を	する信用の供与等の額の計算銀行法第十三条第一項に規定する同一人に対	う信用の供与等の額の計上又は算出一又は複数の資産を裏付けとして間接的に行
				<u> </u>			
項及び第五項   第十四条の七第一	項 第 十 四 条 の 六 第 二		[同上]	- 項 第十四条の二第二		- - 項 第十四条の二第一	
林水産省令・内閣府令で定めるもの銀行法施行令第四条の二第二項に規定する農		同条第一項ただし書の規定による承認の申請銀行法第十三条第二項後段において準用する		本の額銀行法第十三条第一項本文に規定する自己資		する信用の供与等の額の計算銀行法第十三条第一項に規定する同一人に対	

第三十五条の二 .項を削る。] (特定承継会社の同一人に対する信用の供与等に関する特例 略 略 [項を削る。 22 第三十五条の二 する信用の供与等をいう。)であって、 三条第一項の規定により適用する銀行法第十三条第一項本文に規定 れた国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、 品取引清算機関をいう。)又はこれらに準ずる外国の機関 商品取引清算機関をいう。)、 品取引清算機関 継会社を含む。)に一定の情報を提供している者であって、 継会社の清算機関 第一項の規定は、 商品取引法第百五十六条の三第一項第六号に規定する金融商品債務 以下この項において同じ。)に対する信用の供与等 適用しない。 つ、当該規制及び監督を受けている者に限る。)である者をいう。 (昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第十八項に規定する商 (以下この条において (特定承継会社の同一人に対する信用の供与等に関する特例) 準用銀行法施行規則第十四条第二項及び第四項の規定は、 同上 同上 (金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融 [1] 前条第一項において準用する銀行法施行規則 同項第一号に掲げるものについては、当分の間 (特定承継会社(当該特定承継会社以外の特定承 「準用銀行法施行規則」という。 商品取引清算機関(商品先物取引法 清算機関が行う業務 (法附則第三十

2

特定承

金融商

(設立さ

(金融

第十四

[1]債とみなされたものを含む。 められる場合には同項に規定する所要の措置が講ぜられることとな の規定は、 三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工 九年法律第七十四号) ることを踏まえ、当分の間、 項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、 部を改正する法律 前条第一 株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の 項において準用する銀行法施行規則第十四条第四項 (平成二十七年法律第二十九号) 附則第四条第 第三十三条の規定による商工債 )<br />
については、 株式会社商工組合中央金庫法 適用しない。 必要があると認 (同法附則第 (平成十

備考

表中の

0

記載は注記である。

号) 堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組 う。)に係るもの並びに農林水産大臣及び金融庁長官が定めるもの 務引受業等又は外国の機関が行うこれらの業務と同種類の業務をい 引受業等、商品先物取引法第百七十条第二項に規定する商品取引債 合中央金庫法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十四 については、当分の間、 準用銀行法施行規則第十四条第四項の規定は、 附則第三条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行わ 適用しない。 中小企業者及び中

3|

規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなさ ぜられることとなることを踏まえ、 工組合中央金庫法 れたものを含む。 必要があると認められる場合には同項に規定する必要な措置が講 については、 (平成十九年法律第七十四号) 附則第三十七条の 適用しない。 当分の間、 商工債 (株式会社商